

令和3年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人宏平会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和3年9月29日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- (1) 法人運営及び会計面について不適切な取扱いが見受けられたので、法令、定款等に則り適切な事務処理を行うこと。
- (2) 会計面について、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、専門家（公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人）を活用することが望ましい。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>定時評議員会について、計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定との関連から、開催日は理事会と2週間（中14日間）以上の間隔を確保する必要があるが、確保されていなかった。</p> <p>については、定時評議員会の開催日は理事会と2週間（中14日間）以上の間隔を確保すること。 （法第45条の32）</p>	<p>定時評議員会の開催について、理事会と2週間（中14日間）以上の間隔を確保する。</p>
2	<p>理事会において、評議員会の目的である事項等が決議されていなかった。</p> <p>については、評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等を理事会で決議の上、評議員会の日の1週間前までに各評議員に対して、招集の通知をすること。 （法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条、規則第2条の12）</p>	<p>評議員会の目的である事項等について、理事会の決議を行う。</p>
3	<p>理事会の決議の省略により、評議員会の議題として新役員の選任することは決議されたものとみなされていたが、理事会の決議の省略の提案書に役員候補者案が議題として提出されていなかったため、役員候補者案が決議されていなかった。</p> <p>については、役員の選任を議題として評議員会に提出する場合には、役員候補者案を理事会で決議すること。 （法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条、規則第2条の12）</p>	<p>役員の選任を議案として評議員会に提出する場合、理事会において役員候補者を決議する。</p>
4	<p>理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことを確認できなかった。</p>	<p>監事の選任に関する議案を提出する際は、監事の同意を得、同意書又は議事録記載により、</p>

	<p>については、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たっては、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得なければならないことから、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p>(法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項)</p>	<p>同意の事実を残す。</p>
5	<p>月次試算表について、統括会計責任者及び理事長への提出が遅延している月があった。</p> <p>については、会計責任者は、各拠点区分ごとに毎月末日における月次試算表を作成し、翌月末日までに統括会計責任者に提出するとともに、統括会計責任者は、各事業区分合計及び法人全体の月次試算表を作成し、翌々月末までに理事長に提出すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしているので、必ず改善すること。</p> <p>(経理規程第32条)</p>	<p>統括会計責任者及び理事長への月次試算表提出に当たり、遅延することのないよう提出期限を設け改善する。</p>